みよし市放課後児童クラブ兼わくわくたいけんプログラム一体運営業務委託プロポーザル実施要領

1　趣旨

みよし市内の放課後児童クラブに通所する児童が安心して過ごせる生活の場としてふさわしい環境を整え、自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等により、子どもの健全な育成を図ることを目的とした、みよし市放課後児童クラブの運営を委託するものです。また、児童に学習・運動・交流・体験の場を提供し、地域社会の中でこどもたちの安全で安心な居場所づくりを推進するとともに、次世代を担う人材を育成することを目的とした、わくわくたいけんプログラムの運営を委託するものです。これら二つの業務は、連携した運営が求められる業務であることから、同一事業者に一体的な運営を委託するものになります。

これらを踏まえた「みよし市放課後児童クラブ兼わくわくたいけんプログラム一体運営業務委託」の実施にあたっては、価格のみではなく事業者にかかる業務実績、専門性、技術力、企画力、創造性等を勘案し、総合的な見地から判断して最適な事業者と契約を締結する必要があることから、対象契約の内容に最も適した者（以下「契約候補者」という。）を選定するためのプロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）を実施するにあたり、必要な手続きを定めるものとします。

2　業務の概要

(1) 案件名

みよし市放課後児童クラブ兼わくわくたいけんプログラム一体運営業務委託

(2) 業務内容

別紙「みよし市放課後児童クラブ兼わくわくたいけんプログラム一体運営業務委託　仕様書」のとおり

(3) 履行期間

業務の履行期間は、令和９(2027)年４月１日から令和12(2030)年３月31日までの３年間とします。また、契約締結の翌日から令和９(2027)年３月31日までの間については開設準備期間とし、業務の開始準備や支援員の確保等を行うものとします。

(4) 契約上限金額

総額　金９９８，６４６，７００円（消費税及び地方消費税を含む。）

① みよし市放課後児童クラブ運営業務

８８３，１４６，７００円

※　本委託業務は、社会福祉法第２条第３項第２号に規定する第２種社会福祉事業であり、消費税法（昭和６３年法律第１０８号）第６条第１項に規定する消費税非課税事業に該当する。

② わくわくたいけんプログラム運営業務

１１５，５００，０００円（消費税及び地方消費税を含む。）

(5) 契約締結条件

ア　本委託業務は、随意契約により契約を締結するものとします。

イ　契約期間中であっても年度ごとに、利用希望児童数の減少によって放課後児童クラブを閉鎖する場合があります。閉鎖を決定した場合には、翌年度から閉鎖する放課後児童クラブ分の経費は、翌年度の事業費から減額します。

ウ　契約期間中であっても年度ごとに、利用希望児童数の増加によって新たな放課後児童クラブを開設する場合があります。開設を決定した場合には、翌年度４月に向けての開設準備費と翌年度から開設した放課後児童クラブの運営にかかる費用を増額します。

エ　プロポーザルにおける提案金額は、添付の金抜き設計書の数量を基に積算してください。令和９(2027)年度における教室開設数については、令和８(2026)年12月中に確定予定であり、

契約締結時までに契約候補者にお知らせします。開設数の確定の結果、金抜き設計書に示す数量と異なる開設数となる場合は、契約締結後に受注者と協議の上、変更契約対応とさせていただきます。

オ　本契約は、みよし市公契約条例（令和５年12月20日条例第38号）に定める「特定公契約」に該当する業務です。

特定公契約においては、事業者（受注者、下請業者、受注者・下請業者へ労働者を派遣する者）の労働者に対する「労働報酬下限額以上の賃金」の支払義務、「労働環境確認書」の提出義務、労働報酬下限額等にかかる労働者への周知義務が発生します。

（特定公契約の詳細は、「みよし市公契約条例の手引き」等を確認してください。）

３　本契約に係る受注者の選定方法

本契約は、公募型プロポーザルにより契約候補者を決定するものとします。

なお、契約候補者の選定についてはみよし市放課後児童クラブ兼わくわくたいけんプログラム一体運営業務委託プロポーザル事業者選定委員会が行うものとします。

４　参加資格要件

このプロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる条件のいずれにも該当する者とします。なお、複数の企業による共同参加は認めません。

(1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の４第１項の規定に該当しない者であること。

(2) 参加申請書の提出日に、令和８(2026)年度みよし市競争入札参加資格者名簿に

大分類「役務の提供等」

中分類「その他の業務委託等」

の業種において登載されている者であること。

(3) 公告日から契約締結までの間に、「みよし市入札参加停止等措置要領(平成 25 年２月 21 日施行)」に基づく措置及び「みよし市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書（平成 25 年３月 14 日付けみよし市長等・愛知県豊田警察署長締結)」に基づく排除措置又はこれに準ずる措置を受けていない者であること。

(4) 令和３(2021)年度以降に引渡しした、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第６条の３第２項に規定する「放課後児童健全育成事業の運営業務」又は「放課後こども教室の運営業務」を完了した実績を有していること。

５　質疑及び回答

本プロポーザルにおける質疑及び質疑回答については次のとおり行います。

(1) 質問がある場合は、「質疑書」（様式第４号）に質問事項を記載の上、令和８(2026)年 10 月 21 日（水）までに、電子メール(学校教育課メールアドレス　kyouiku@city.aichi-miyoshi.lg.jp)により、学校教育課に提出してください。

なお、電子メールの件名は「みよし市放課後児童クラブ兼わくわくたいけんプログラム一体運営業務委託質疑提出（社名)」とし、電子メールの送信後は速やかに電子メール到着の有無を電話で学校教育課（学校教育課　電話番号 0561-32-8028）に確認してください。

(2) 質疑に対する回答については、「質疑回答書」（様式第５号）により、参加事業者全員に対し参加申込書に記載された担当者メールアドレス宛て電子メールで、令和８(2026)年 10 月 26 日（月）正午までに回答します。

６　参加申込の方法

上記「４ 参加資格要件」を満たし、本プロポーザルに参加を希望する場合は、下記に定める参加申

請書類を提出してください。

(1) 参加申請書類

ア 参加申込書（様式第１号）

イ 会社概要調書（様式第２号）

ウ 業務実績調書(様式第３号)

エ 会社概要（会社パンフレットなど任意）

(2) 提出部数

各１部

(3) 提出方法

みよし市役所教育部学校教育課に電子メールで提出

(4) 提出先

学校教育課メールアドレス kyouiku@city.aichi-miyoshi.lg.jp

電子メールの件名は「みよし市放課後児童クラブ兼わくわくたいけんプログラム一体運営業務委託参加申込：社名」とし、電子メールの送信後、速やかにメール到着の有無を電話で学校教育課（電話番号 0561-32-8028 担当：中野・廣瀬）に確認してください。

(5) 提出期限

令和８(2026)年 10 月 27 日（火）午後５時まで　※期限厳守

(6) 参加資格の確認

参加資格の有無については、提出を受けた参加申請書類等により、参加希望者が参加資格を満たしているかの確認を行い、令和８(2026)年 10 月 30 日（金）までに、参加申込書に記載された担当者メールアドレス宛てに、電子メールで通知するものとします。

7　企画提案書等の提出

参加資格を有する事業者は、以下の企画提案書等を提出してください。

なお、提出期限以降の企画提案書等の再提出及び差替え等は認めません。また、審査終了後についても提出書類の返却は行いません。

(1) 提出書類及び提出部数

	書類名	提出部数	備　考
ア	企画提案書等提出届（様式第６号）	正本１部	会社名、代表者氏名等の必要事項を漏れなく記入をしてください。
イ	企画提案書 （任意様式） ※ Ａ４サイズ片面 30 枚以内で作成	正本１部 副本１部	企画提案の内容について次の項目により作成してください。 (1) 事業の基本方針 ア 放課後児童クラブにおける児童の発達段階に応じた育成支援、生活支援についての考え方 イ 放課後児童クラブにおける行事や自主的な取組提案の独自性及び実現性 ウ わくわくたいけんプログラムにおける魅力のある活動プログラムの企画、内容、実施方法の提案及び実現性 (2) 事業の推進体制 ア 配慮の必要な児童の支援についての考え方 イ 障がいをもつ児童の支援についての考え方

			ウ 学校や家庭との連携及び信頼関係の構築方法 エ 苦情・要望への対応、市役所との連携体制 オ 連絡手段等の利用者の利便性向上に向けた取組提案 (3) 業務従事者の体制 ア 従事者の処遇及び人員確保の考え方 イ 従事者の配置及び勤務体制の考え方 ウ 従事者の教育及び研修等の考え方 (4) 安全管理及び非常時の対応 ア 児童の事故予防についての考え方及び計画 イ 災害時、不審者への対応 ウ こどもを守るための取組についての考え方 (5) 放課後児童クラブ運営業務とわくわくたいけんプログラムの連携強化に係る提案
ウ	実施体制調書 （様式第７号）	正本１部	業務の実施体制について記入してください。
エ	配置予定者調書 （様式第８号）	正本１部	契約締結後に配置する予定である責任者（主担当者１名以上）及び担当者（副担当者２名以上）を記載してください。同種業務の履行実績がある場合は、契約の実績概要を記載してください。
オ	工程計画書 （様式第９号）	正本１部	仕様書等を参考に履行期間におけるスケジュールを作成してください。
カ	社会的価値の実現に資する取組に関する申告書 （様式第 10 号）	正本１部	指定された添付書類と一緒にご提出ください。
キ	見積提示金額調書 （様式第 11 号）	正本１部	見積提示金額とその内訳が分かるように作成してください。

【書類作成時の注意事項】

・書類は日本産業規格によるＡ４判の規格で作成してください。

・言語は日本語、通貨は日本円とします。

・ファイル形式はＰＤＦ形式としてください。

・専門知識を有しない者でも理解できるよう、分かりやすい表現に努めてください。

・１事業者について１提案とします。

・正本は、商号又は名称及び代表者氏名を記入し、アからキまでの順に並べてページ番号を付し、１つのＰＤＦファイルとして提出してください。

・企画提案書は片面 30 枚以内とし、副本は、正本の写しで商号又は名称及び代表者氏名の記入をせず、正本とは別のＰＤＦファイルで提出してください。なお、副本には作成した事業者が推定できるようなマークや記述等を行わないでください。

・提出書類は、本プロポーザルによる事業者選定にのみ使用しますが、みよし市情報公開条例（平成 13 年三好町条例第２号）第５条の規定に基づく行政文書の開示請求がされた場合は、同条例第７条各号に掲げる情報（個人に関する情報、公にすることで法人の正当な利益を害するおそれがある情報等）を除き、原則としてこれを開示することとなるため、不開示としてほしい情報がある場合は、あらかじめ不開示としてほしい項目及びその理由について書面で意見書を提出してください。ただし、当該項目及び理由が同条例第７条各号に該当すると認め難い場合は、意見書の内容にかかわらず開示することがあります。

(2) 提出方法

みよし市役所教育部学校教育課へ電子メールで提出

(3) 提出先

みよし市役所教育部学校教育課　メールアドレス kyouiku@city.aichi-miyoshi.lg.jp

電子メールの件名は「みよし市放課後児童クラブ兼わくわくたいけんプログラム一体運営業務委託企画提案書：社名」とし、電子メールの送信後、速やかにメール到着の有無を電話で学校教育課（電話番号 0561-32-8028 担当：中野・廣瀬）に確認してください。

(4) 提出期限

令和８(2026)年 11 月 13 日（金）午後５時まで ※期限厳守

8　審査の手続

企画提案書等の審査については、下記のとおり行います。

(1) 第１次審査（書類審査）

ア　提出された企画提案書等について、別に定める評価基準に従い書類審査を実施します。

イ　第１次審査の結果、点数が上位の３者に対し、第２次審査を行うものとします。

（企画提案書等の提出者が３者以下の場合は第１次審査を実施しません。）

ウ　第１次審査の結果及び第２次審査の案内については、令和８(2026)年11月24日（火）までに、企画提案書等提出届に記載された担当者メールアドレス宛てに、電子メールで通知するものとします。

(2) 第２次審査（プレゼンテーション審査）

ア 開催日時

令和８(2026)年11月30日(月)午後１時30分から（予定）

イ 開催場所

みよし市役所庁舎３階301会議室（予定）

ウ 審査の方法

１事業者につき５分以内で準備、15分以内でプレゼンテーションを実施し、その後、質疑応答の時間を20分程度設けます。プレゼンテーションの参加者については１団体につき５名までとします。

パソコン及びプロジェクターなどの機材の使用については可としますが、使用する機器については参加者が用意し、機器の準備等に要する時間についてはプレゼンテーションの制限時間内で行ってください。

画面表示用の大型ディスプレイ（HDMI又はType-C接続可）を会議室に準備しますので、必要であれば使用してください。その他使用する機器類や通信回線等が必要な場合は、参加者が用意し、機器の準備等に要する時間については準備時間内で行ってください。

エ 説明者

プレゼンテーション及び質疑応答は、実施体制調書に記載した管理責任者及び担当者が行うものとし、会場に入場できるのは５名までとします。入室者は、会社名を表示した衣類やバッチ等、会社名を特定できるようなものを身につけないでください。

なお、当日受付にて説明に参加する方全員の身元確認を行うため、本人確認ができる身分証明書等を携帯してください。

オ 評価基準

別に定める評価基準に従い審査します。

9　契約候補者の選定

(1) 提出された企画提案書等を審査し、最も優れている提案者を契約候補者として選定します。
(2) 契約候補者となることができる最低基準点をあらかじめ定めるものとし、基準点以上の提案者の中から契約候補者を選定します。提案者が１者であっても本プロポーザルは成立するものとしますが、審査の結果、最低基準点（６割）以上の点数を得られなかった場合は、契約候補者として選定しません。

10　審査結果の通知

審査結果については、企画提案書等を提出した全ての者に対して、企画提案書等提出届に記載された担当者メールアドレス宛てに、電子メールで通知するものとします。また、審査結果についてはみよし市ホームページに掲載し、公表するものとします。

11　公募から事業者選定までのスケジュール(予定)

内容	期日・期間等
公募の開始	10 月 7 日（水）
参加申込	10 月 7 日（水）～10 月 27 日（火）午後５時
質問の受付	10 月 7 日（水）～10 月 21 日（水）午後５時
参加資格の有無の通知	10 月 30 日（金）
企画提案書等の提出	11 月２日（月）～11 月 13 日（金）午後５時
第１次審査結果通知	11 月 24 日（火）
第２次審査（プレゼンテーション・ヒアリング）	11 月 30 日（月）　午後 1 時 30 分から（予定）
プロポーザル事業者選定委員会	12 月 1 日（火）
競争入札審査委員会（結果報告）	12 月 15 日（火）
第２次審査結果通知	12 月 18 日（金）
契約締結	12 月 24 日（木）